

成年後見等申立てチェックシート

(前橋家庭裁判所)

「申立ての手引」をよくお読みいただき、申立前にこのチェックシートを利用して点検してください。
提出する書類は、このチェックシートの①から⑱の順に並べてください。

1	管轄	本人の住所地はどこにありますか？	前橋市、渋川市、伊勢崎市、北群馬郡、佐波郡、吾妻郡	前橋家裁本庁	<input type="checkbox"/>
			高崎市、安中市、藤岡市、富岡市、多野郡、甘楽郡	前橋家裁高崎支部	<input type="checkbox"/>
			太田市、館林市、邑楽郡	前橋家裁太田支部	<input type="checkbox"/>
			桐生市、みどり市	前橋家裁桐生支部	<input type="checkbox"/>
			沼田市、利根郡	前橋家裁沼田支部	<input type="checkbox"/>
2	申立人	申立人に申立権はありますか？	本人、配偶者、4親等内の親族（手引5ページ参照）、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官		<input type="checkbox"/>
3	申立書類	①申立書	申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点（チェック）を付しましたか？		<input type="checkbox"/>
		②委任状（弁護士の代理人がいる場合）			<input type="checkbox"/>
		③本人の診断書 （注意）医師に作成を依頼する際に、診断書の書式とともに、記載された「④本人情報シート」の原本を医師に渡してください。	診断書に医師の記載漏れ（チェック項目のチェック漏れ等）や誤記はありませんか？		<input type="checkbox"/>
			診断書の作成日は申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		④本人情報シートの写し （記載された本人情報シートの原本は、診断書作成を医師に依頼する際に医師に渡してください。）	本人が福祉関係者の支援を受けている場合、本人情報シートを福祉関係者（例：ケアマネジャー、ケースワーカー等）に記載してもらいましたか？		<input type="checkbox"/>
		⑤本人の健康状態に関する資料 （障害者手帳をお持ちの場合は、その写しなど）			<input type="checkbox"/>
		⑥本人の戸籍謄本（現在のものだけで可）	申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		⑦本人の住民票又は戸籍附票	申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		⑧後見人等候補者の住民票又は戸籍附票	申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
			申立日から3か月以内のものですか？		<input type="checkbox"/>
		⑨本人の登記されていないことの証明書 （法務局で取得してください。候補者の証明書は必要ありません。）	証明書に記載されている本人の住所、本籍等に誤記や空欄はありませんか？		<input type="checkbox"/>
			「①成年被後見人、②被保佐人、③被補助人、④任意後見契約の本人とする記録がない」ことが証明されていますか？（①～④のすべてが証明されていることが必要です）		<input type="checkbox"/>
		⑩申立事情説明書	記載漏れ、チェック漏れはありませんか？		<input type="checkbox"/>
		⑪親族関係図			<input type="checkbox"/>
		⑫親族の意見書	親族のうち、推定相続人を対象		<input type="checkbox"/>
		⑬後見人等候補者事情説明書	記載漏れ、チェック漏れはありませんか？		<input type="checkbox"/>
		⑭財産目録	記載例を見ながら作成してください。		<input type="checkbox"/>
		⑮収支予定表	記載例を見ながら作成してください。		<input type="checkbox"/>
		⑯本人の財産及び収支に関する資料	不動産登記簿謄本（全部事項証明書）は原本を、それ以外の資料は写しを提出してください。		<input type="checkbox"/>
⑰相続財産目録	本人を相続人とする相続財産がある場合にのみ提出してください。		<input type="checkbox"/>		
⑱相続財産に関する資料	相続財産目録に記載した財産に関する資料がある場合にのみ提出してください。		<input type="checkbox"/>		
4	収入印紙	申立手数料	800円	800円分	<input type="checkbox"/>
			（保佐や補助の申立てで、代理権や同意権の付与の申立てもする場合には、さらにそれぞれ800円の収入印紙が必要になります。）		<input type="checkbox"/>
		後見登記手数料	2,600円	2,600円分	<input type="checkbox"/>
5	郵便切手	後見	3,550円	500円×3枚、110円×15枚、50円×5枚、20円×5枚、10円×5枚	<input type="checkbox"/>
		保佐・補助	4,550円	500円×5枚、110円×15枚、50円×5枚、20円×5枚、10円×5枚	<input type="checkbox"/>
6		裁判所に提出する書類の写しは取りましたか？	提出書類はお返しできません。提出していただいた書類の内容について、裁判所からお尋ねすることがありますので、必ず写しを取っておいてください。		<input type="checkbox"/>

※書類が全て整いましたら、家庭裁判所の受付に持参又は郵送して下さい。